

令和 8 年 8 月 4 日

関係各位

西埼玉中央病院

自動車損害賠償責任保険等における診療費負担割合の改定について

この度、当院における交通事故（自賠責保険・自費）での受診患者様にかかる診療費等の算定基準（負担割合）を以下のとおり改定することとなりましたので周知いたします。

1. 改定実施日

令和 8 年 9 月 1 日（火）受診分より適用

2. 改定内容（新旧対照表）

診療区分	変更前（1 点単価換算）		変更後：令和 8 年 9 月 1 日～	
	入院	外来	入院	外来
交通事故 （自賠責）	150% （1 点 15 円）	150% （1 点 15 円）	200% （1 点 20 円）	200% （1 点 20 円）
交通事故 （自費）	100% （1 点 10 円）	100% （1 点 10 円）	200% （1 点 20 円）	200% （1 点 20 円）
その他第三者行為等による自費請求	100% （1 点 10 円）	100% （1 点 10 円）	100% （1 点 10 円） （変更なし）	100% （1 点 10 円） （変更なし）